

山梨県高等学校等奨学給付金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定）、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）、高等学校修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和5年4月3日4文科初第2719号）及び高等学校修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて（令和5年4月3日4文科初第2719号）に基づき、高等学校等に在学する生徒の奨学に要する経費（授業料以外の教育に必要な経費）に対し、予算の範囲内で奨学給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 高等学校等

高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（同条第3号に規定する特別支援学校の高等部を除く。）並びに高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科のうち、国（独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律118号）に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）が設置するもの

(2) 高校生等

- ① 法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部に就学する者を除く。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条に規定する補助対象者
- ② 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）第3条に規定する補助対象者（特別支援学校の専攻科に通う者を除く。）

(3) 保護者等

法第3条第2項第3号に規定する保護者等及び交付要綱第3条第1項第4号に規定する生計維持者

(支給対象)

第3条 給付金の支給対象は、支給年度の7月1日（秋入学など7月以降に入学することが定められている高等学校等においては入学した日）において、高等学校等に在学する高校生等の保護者等で、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯であること。
- (2) 保護者等が山梨県内に住所を有すること。

(支給対象の除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

- (1) 高校生等が「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生を除く。）が措置されている場合
- (2) 高校生等が支給年度の7月1日に休学している場合（ただし、11月末日までに復学し、かつ給付金の申請をした場合は、この限りではない。）

(支給対象経費及び支給額)

第5条 世帯及び学校区分（課程・学科）による支給対象経費及び支給額は、高校生等1人あたり別表1に定める。

(受給資格の認定)

第6条 給付金の支給を受けようとする保護者等は、申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に対し、給付金の受給資格の認定を申請し、その認定を受けなければならない。

(1) 生活保護受給世帯

- ・ 支給年度の7月1日において、生活保護法第36条の規定による生業扶助が行われていることを証する書類（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書等）
- ・ 口座振込依頼書（第2号様式）又は学校徴収金等との相殺に係る委任状（第3号様式）
- ・ 高校生等が県外の高等学校等に在学している場合は在学証明書
- ・ その他、教育長が必要と認める書類

(2) 道府県民税及び市町村民税の所得割が非課税である世帯

- ・ 保護者等全員（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に在籍する高校生等が属する世帯を除く。）の個人番号等を確認できる書類（個人番号カード（裏面）の写し、個人番号が記載された住民票の写し等の個人番号確認書類及び個人番号カード（表面）の写し、運転免許証の写し等の身元確認書類。個人番号カード(写)等貼付台紙兼同意書（第2号様式）に貼り付けること。）又は支給年度の保護者等全員（高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科に在籍する高校生等が属する世帯を含む。）の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類（当該年度の市町村民税・道府県民税課税証明書、非課税証明書、特別徴収税額通知書、納税通知書等。写しでも可とする。）

ただし、全ての親権者が就学に要する経費の負担を求めることが困難で、他に生計維持者が存在せず、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されていない高校生等にあつては、給付金の受給に際しての申立書

- ・ 支給年度の7月1日において、保護者等が高校生等以外に15歳（中学を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹を扶養している世帯にあつては、扶養していることが確認できる書類（健康保険証の写し等）によることとし、公的な証明書類で確認が不可能な場合は、申請者からの扶養申立書（第4号様式）
- ・ 口座振込依頼書（第2号様式）又は学校徴収金等との相殺に係る委任状（第3号様式）
- ・ 高校生等が県外の高等学校等に在学している場合は在学証明書
- ・ その他、教育長が必要と認める書類

- 2 前項の申請は、県内の高等学校等に在籍している高校生等の保護者等は当該学校長に対し、県外の高等学校等に在籍している高校生等の保護者等は教育長に対し、郵送又は持参により行うものとする。
- 3 申請書の提出期限は8月末日とする。ただし、秋入学が定められている高等学校等に入学した者に係る申請は入学した月の末日、第4条(2)ただし書の要件に該当する場合は11月末日とする。
- 4 学校長は、保護者等から前項に規定する申請書の提出があったときは、別に定める日までに奨学給付金受給資格認定申請者一覧表(第5号様式)を添えて、教育長に提出しなければならない。

(受給資格の決定及び通知)

第7条 教育長は、前条の申請があったときは、審査の上、受給資格の有無を決定し、申請のあった保護者等(以下「申請者」という。)に対し、奨学給付金支給決定通知書(第6号様式)又は奨学給付金不支給決定通知書(第7号様式)により通知するとともに、学校長に対し、奨学給付金受給資格認定結果一覧表(第8号様式)により通知するものとする。

(給付の回数)

第8条 この給付金の給付の回数は、一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制は4回、専攻科は2回(当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が1年の場合は1回))を限度とする。ただし、高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象者はこの回数に加えて1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで)給付することができる。

(支給の方法)

- 第9条 学校長は、給付金の支給を決定したときは、申請者に対し速やかに支給するものとする。ただし、市町村立高等学校等にあつては教育長が給付するものとする。
- 2 支給は、原則として申請者の指定する預金口座に口座振込の方法により行うものとする。ただし、申請者から学校長に対し、申請者が負担する授業料以外の教育費と相殺する旨の委任状(第3号様式)が提出されたときは、前項の規定にかかわらず、当該申請人に支払う給付金は、当該学校の預金口座に振り込むものとする。

(家計急変世帯への支援)

第10条 家計急変世帯への給付金の支給については、この要領及び別に定めるところにより行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 この要領に規定する事務を取り扱う者は、個人情報の取り扱いには十分留意するとともに、高校生及び保護者等のプライバシーの保護に配慮するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年7月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。ただし、平成26年度予算については従前のおりとする。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年7月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附則

- 第1条 この要領は、令和2年7月3日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 第2条 令和2年度においては、別表1に代えて別表2を適用するものとする。

附則

- 第1条 この要領は、令和3年3月9日から施行し、令和3年1月28日から適用する。
- 第2条 令和2年度においては、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（別表2②、③の世帯（家計急変世帯への支援の対象となった世帯を含む））に対して、別表2に定める支給額合計（年額）に別表3に定める支給額（年額）を加えた額を給付する。

附則

この要領は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和5年7月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1（第5条関係）

世帯区分		対象経費	学校区分	支給額 (年額)
①	生活保護受給世帯の高校生等 (②、③を除く。)	授業料以外の教育に必要な経費	全日制・定時制・通信制	1人当たり 32,300円
②	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の第1子の高校生等 (①、③を除く。)		全日制・定時制	1人当たり 117,100円
			通信制	1人当たり 50,500円
			専攻科	1人当たり 50,500円
③	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯に扶養されている兄弟姉妹で、2人目以降の高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の高校生等 (①、②を除く。)		全日制・定時制	1人当たり 143,700円
			通信制	1人当たり 50,500円
			専攻科	1人当たり 50,500円

注) 通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校に通う高校生等については全て50,500円を支給し、通信制以外の高校生等については全て143,700円を支給する。

別表2（第5条関係）

(削除)

別表3（令和3年3月9日施行附則第2条関係）

(削除)